

# 総 則

## 1 目的

茨城県中学校新人体育大会は、中学1・2年生がスポーツに親しむことを通して、健康増進と体力の向上を図るとともに選手同士がお互いに理解し合い、友好親善を深め、明るく豊かな中学生活の実現を図るなど県内スポーツの振興に寄与する。

## 2 主催

茨城県中学校体育連盟 茨城県教育委員会

## 3 主管

茨城県中学校体育連盟専門部 各競技団体

## 4 後援

公益財団法人茨城県スポーツ協会 各市町村教育委員会

## 5 実施競技(17競技)

No.	競技名	種別		競技名	種別		競技名	種別
1	陸上	男女	7	ソフトテニス	男女	13	柔道	男女
2	水泳	男女	8	ハンドボール	男女	14	剣道	男女
3	体操(体操)	男女	9	サッカー	男	15	相撲	男
	体操(新体操)	女	10	ソフトボール	女	16	弓道	男女
5	バスケットボール	男女	11	軟式野球	男	17	バドミントン	男女
6	バレーボール	男女	12	卓球	男女	18	レスリング	男女

## 6 競技方法

- (1) 各競技専門部が定めた競技方法とする。
- (2) 外部コーチについても各競技専門部の決定に従う。
- (3) 開会式及び閉会式は、各競技専門部で行い全体では行わない。

## 7 申し込み方法

- (1) 各競技種目責任者あて所定の形式で提出のこと。
- (2) 申し込み期日厳守のこと。

## 8 表彰

- (1) 競技種目ごとに表彰する。
- (2) 各競技種目3位、個人は専門部において決める。

## 9 参加資格

### 【参加資格について】

- (1) 茨城県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍し、当該競技要項により、茨城県中学校体育大会(総体・新人)の参加資格を得た者とする。
- (2) 選手の大会参加については、1競技を通じて同一チームからの参加とする。
- (3) 地区予選参加後に転校した場合、転出先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。

### 【参加資格の特例】

#### ◎学校教育法134条の各種学校在籍生徒

- (1) 学校教育法第134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、茨城県中学校体育大会(総体・新人)への参加資格を得た者とする。

#### ◎地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属する中学生

- (1) 茨城県中学校体育連盟に認定された地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属し、茨城県中学校体育大会(総体・新人)への参加資格を得た者とする。
- (2) 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)から大会に参加をする場合は、4月1日から4月30日までに、登

録の手続きを行うこと。また、選手1人につき 320 円の登録料を納めること。なお、地区大会、市郡大会から大会参加する場合は、各地区への負担金等を納めること。(登録期間は、翌年3月31日までとする。)

(3)参加を希望する地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)は以下の条件を具備すること。

① 茨城県中学校体育大会(総体・新人)の参加を認める条件

ア 茨城県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の学齢・修業年限が我が国の中学校と一致していること。(中学校に在籍している生徒であること)。

ウ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに適切に行われていること。

エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」並びに『茨城県地域クラブ活動ガイドライン』(令和5年2月茨城県教育委員会発出)を遵守していること。

オ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)にあつては、当該競技を管轄する中央競技団体もしくは茨城県競技団体に登録されていること。

カ 予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)で茨城県中学校体育大会(総体・新人)につながる大会に参加する場合、在籍中学校での同一競技への大会参加は認めない。その逆も同様である。また、地区予選参加後に、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)を移籍、退部、新規加入した場合、その先での同一競技の出場は認めない。ただし、本大会の出場権を得た個人種目についてはその限りではない。

ク 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)による合同チームは認めない。

ケ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)は、その組織内に茨城県中学校体育連盟および各競技部と随時連絡が取れる部門を設置し、事務担当者を置くこと。

② 茨城県中学校体育大会(総体・新人)に参加した場合に守るべき条件

ア 茨城県中学校体育大会(総体・新人)大会要項及び競技規則を遵守するとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加にあつては、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)は代表者・指導者が引率するとともに、万一事故の発生に備え、傷害保険に加入するなど万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会参加に要する経費は、当該地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)が必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。

オ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)が登録する際には、登録用紙に登録市町村を記入する。登録市町村は変更することはできない。

③ 茨城県中学校体育大会(総体・新人)に参加を認めない場合

茨城県中学校体育連盟申請に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

◎拠点校部活動チームの参加

(1)趣 旨

茨城県中学校体育大会への参加を認める拠点校部活動は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。市町村教育委員会もしくは、茨城県教育委員会や市町村中学校長会もしくは、県中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動(以下拠点校という)で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

(2)条 件

① 拠点校として市町村教育委員会もしくは、茨城県教育委員会や市町村中学校長会もしくは、県中学校長会が認めたものであること。

② 拠点校に参加する各校は、茨城県中学校体育連盟に加盟していること。

③ 拠点校としての大会参加が、各地区中体連に承認されていること。

④ 参加者は、開催年度の茨城県中学校体育大会(総体・新人)の参加資格を満たしていること。

⑤ 参加申し込み手続きは該当校の校長が行うこと。

⑥ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員とすること。

## 10 その他

- (1) 学校部活動からの参加者は、茨城県中学校体育連盟主催の大会であるので、大会期間中における参加者の傷害等は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用となる。
- (2) 参加生徒の引率は、原則として校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。  
\*「部活動指導員」とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。
- (3) 各地区中体連が認めた合同チーム、拠点校部活動として参加する場合は、各様式「合同チーム承認書(様式2)」、「拠点校部活動承認書(様式26)」のコピーを専門委員長に必ず提出すること。
- (4) 本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に関する指導処置を受けていないこととする。